745-0031　周南市銀南街 21　銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人　社会保険労務士　吉国　智彦/和田　秀夫
TEL　0834-34-0567　FAX　0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL:https://ginza-syaroushi.com/

神様の感染症対策：周南市須々万の飛龍神社：令和 4 年 1 月 17 日

治療と仕事の両立支援 その4

今回は、「治療と仕事の両立支援」その４として、がんになった従業員に対する会社の実践的対応について解説します。

1 がん患者の心理に寄り添うこと

現在では、「がん」の予後は相当に良好となりました。しかし、実際にその告知を受けた者にとっては死を意識せざるを得ない病気です。多くの患者は、今後の生き方・働き方を考えることとなり、人生観を大きく変えてしまう事態だといえます。そして、休職や時短勤務などの配慮を受けることで、迷惑をかけた分挽回しようと思う一方、がんの再発・転移の不安から、心理的な葛藤を抱えます。会社としては、患者のこころをすべて理解し受け止めることは所詮無理であるところ、その心理の動きや微妙な変化をわずかでも察知することで、患者に対する対応が変わり、それがサポートとなります。「体調はどうですか？」「よく眠れていますか？」など、ちょっとした声掛けをすることで、患者は「会社に気にかけてもらっている」ことを意識し安心するのです。

2 お互いの情報提供

がんの治療と仕事の両立の上では、会社と患者のコミュニケーションが非常に大切です。

会社側からは、患者に対し必要な情報を適切なタイミングで伝え、患者からの相談を受ける体制を整えることが重要です。具体的には、①患者に会社からの配慮は求めやすいものだと認識させること、②配慮を求める際の窓口や手順を定めること、③②で定めた手順を日頃から従業員へ周知すること、が挙げられます。

一方、患者側からは、①配慮に必要な情報を会社に伝えること、②困りごとや相談がある場合に会社に伝えること、が大切です。

このように、会社と患者双方とで情報交換できる関係が必要となります。

3 情報提供の重要性

会社が構築した両立支援制度や社会保障制度を周知すること、そして、これらにつき支援を受ける前後において必要となる情報を提供することが効果的です。具体的には主に次の項目が挙げられます。

⑴ 支援の内容と期間

具体的な会社制度として、休職期間・短時間勤務・在宅勤務などの制度を伝えます。口頭説明時には、文書を交付し、規定があればそれを明示することにより、手順に従った会社のルールとして示され、公平を図ることができます。

⑵ 給与等の処遇・社会保障等の給付内容

両立支援により休職や短時間勤務となれば、中小企業では無給となる場合が通常です。ところが、多くの従業員にとっては、就業規則や社会保障制度についてあまり詳しくありません。そこで、給与等の処遇について、また、傷病手当金・

高額療養費制度などについてあらかじめ伝えておくと、安心感・納得感を得ることができます。

⑶　配置転換

休業・短時間勤務となる場合、その後通常勤務となる場合に、配置転換の可能性があれば、そのことをあらかじめ伝えておくべきでしょう。

4 個人情報の保護

⑴　要配慮個人情報

２・３で述べたお互いの情報提供は重要ですが、「個人情報の保護」に関して重々注意を払う必要があります。両立支援に関しては、個人情報保護法第 2 条 3 項に「要配慮個人情報」が定義されており、疾病や通院等に関するデリケートな情報が強く保護されています。「要配慮個人情報」とは、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに配慮を要するもので、医療機関や介護関係事業者において適用が想定されています。具体的には、診療録等の診療記録や介護関係記録に記載された病歴、診療や調剤の過程で患者の身体状況・病状・治療等について医療従事者が知り得た診療情報や調剤情報、健康診断の結果及び保健指導の内容、障害（身体障害、知的障害、精神障害等）の事実、犯罪により害を被った事実等が挙げられます。なお、要配慮個人情報の取得や第三者提供には、原則として本人の同意が必要です(厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」参照)。ただし、会社内部での情報の共有は第三者提供には当たらないとされています。

⑵　プライバシーの侵害

⑴を念頭に置きつつ注意すべきは、がん罹患・就労能力の低下等極めてデリケートな情報を正当な理由なく取得・共有することは、プライバシーの侵害に当たる不法行為となり、損害賠償の対象となり得るということです。過去の裁判例には、労働者のＨＩＶ感染の事実を派遣先が派遣元に伝えた事案で、必要性ないし正当の理由があったとは認められないとして損害賠償請求を認容したものがあります。(東京地判平成 7 年 3 月 30 日判時 1529 号)。こうしたプライバシー侵害とならないようにするためには、①個人情報取得の目的を明確にする、②取得の目的の範囲内で個人情報を利用する、③取得する際に本人から同意を得る、④個人情報は必要な範囲でのみ共有する、などの注意が必要です。

(近藤明美外「がん治療と就労の両立支援」)

当法人では「治療と仕事の両立支援」をサポートいたします。

745-0031　周南市銀南街 21　銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人　社会保険労務士　吉国智彦/和田秀夫
TEL　0834-34-0567　FAX　0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL：https://ginza-syaroushi.com/